

音声によらない緊急通報運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、音声言語によりコミュニケーションを図ることが困難な方が、ファクシミリやスマートフォン・タブレット・フィーチャーフォン（以下「スマートフォン等」という。）のインターネット機能を利用して緊急通報を行うことにより、災害現場での火災や救急等の緊急時において迅速かつ的確な通報体制の強化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 ファクシミリによる緊急通報を「FAX119」という。
スマートフォン等による緊急通報システムを「NET119」という。

(利用登録等)

第3条 FAX119については、次の各号によるものとする。

(1) 対象者

羽島市内に在住、在勤若しくは在学し、音声言語によりコミュニケーションを図ることが困難な者とする。

(2) 利用できる緊急通報手段

ファクシミリによる119番通報

(3) 利用登録申込

不要

(4) 通報受付

別記第1号様式「FAX119通報用紙」により通報受付を行う。

(5) 受信確認通知

受信した「FAX119通報用紙」の羽島市消防本部通信欄に必要事項を記入し、通報者のFAX番号へ返信することにより、受信確認通知を行う。

2 NET119については、次の各号によるものとする。

(1) 対象者

羽島市内に在住、在勤若しくは在学し、音声言語によりコミュニケーションを図ることが困難な者で、別記第2号様式「NET119利用（登録・変更・中止）申込書」により登録された者とする。

(2) 利用できる緊急通報手段

スマートフォン等のインターネット機能を利用した119番通報

(3) 利用登録申込

別記第2号様式「NET119利用（登録・変更・中止）申込書」に必要事項を記入し、消防本部へ提出する。

(4) 通報受付

インターネット回線を経由して、通報受付を行う。

(5) 受信確認通知

インターネット回線を経由して、受信確認通知を行う。

(6) 利用登録の抹消

意図的ないたずら通報があった場合は、登録を抹消する。

(7) 利用登録の変更・中止

利用者が登録内容の変更又は中止する場合には、別記第2号様式「NET119利用（登録・変更・中止）申込書」にて手続きを行う。

(8) その他

利用者は、スマートフォン等の利用者の位置情報を取得するため、GPS機能を有効にしておく。

（運用要綱の変更）

第4条 システム・運用要綱・メールアドレスを変更する場合は、利用者へ事前通知を行う。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、平成28年4月1日施行の要綱は廃止する。

この要綱は、令和2年10月20日に第2号様式の一部を修正し、同日施行する。

この要綱は、令和4年3月1日に第2号様式の一部を修正し、同日施行する。